

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診） パイロット事業(自治体) 実施要綱

1 目的

この事業は、生涯を通じた歯科健診を推進する観点から、体外診断用医薬品を用いた歯科健診及び受診勧奨を行うことで、歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上に関する取組の推進を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村及び特別区とする。なお、実施主体は、適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に、本事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

3 事業内容

この事業では、歯科疾患等を早期に発見するために、体外診断用医薬品を用いた歯科健診を行うとともに受診勧奨を実施することとする。簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診の実施方法の例は下記に示すとおり。また、歯科疾患等の重症化予防を目的として、歯科治療が必要な者の歯科医療機関への受診勧奨を併せて実施すること。本事業の実施にあたっては、パイロット事業の実施による歯科医療機関の受療状況等を把握することが望ましい。なお、本事業の対象となる歯科健診とは、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に定める就学時の健康診断及び第13条に定める児童生徒等の健康診断」、「母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項に定める健康診査」、「健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に定める厚生労働省令で定める事業による歯科健診（検診）」を除いて、地方公共団体が独自に実施する簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診とする。

(簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診の実施方法の例)

- ① 住民に対する健康診査と併せて実施
- ② 特定健診結果等から歯科疾患のリスクが高いと考えられる者又は歯科健診の必要性が高いと考えられる者等を選定して実施
- ③ レセプトデータ等から歯科疾患のリスクが高いと考えられる者又は歯科健診の必要性が高いと考えられる者等を選定して実施

4 補助条件

- (1) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。
また、市町村が実施する事業については、当該年度において都道府県等による財政上の支援を受けないこと。
- (2) 都道府県においては、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整の上、事業を実施すること。
- (3) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に、別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度7月31日までに、厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。
- (4) 事業を実施するに当たっては、交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。